

# 資格情報のお知らせの送付について

(資格確認書については裏面をご覧ください)

すでに資格情報のお知らせを交付している方にも今回新しい資格情報のお知らせを交付しています。内容に変更はありませんので、今までのものを使用していただいても構いません。

## 資格情報のお知らせとは

マイナ保険証をお持ちの方がご自身の健康保険の資格情報を簡易に確認できるように交付しています。

マイナ保険証を**利用できない**医療機関等は、マイナ保険証と資格情報のお知らせまたはマイナポータルの資格情報画面を提示し受診することができます。

※資格情報のお知らせまたはマイナポータルの画面だけで医療機関を受診することはできません。

## 資格情報のお知らせの内容確認等について

現在、使用されている被保険者証等は「**令和7年7月31日で有効期限が終了**」します。

このため、これまでの被保険者証等に代わり資格情報を確認できるように、資格情報のお知らせを送付します。**必ず氏名等を確認し、**(記載事項は令和7年6月9日現在の登録内容となっています)大切に保管してください。

なお、期限の切れた被保険者証等は、国保年金課窓口に戻却するか、細断するなど個人情報に留意のうえご自分で破棄してください。

## 70歳以上の方・令和8年7月31日までに70歳になる方

70歳以上の方には、自己負担割合の表示された「**資格情報のお知らせ**」を送付します。

窓口での負担割合は「**2割**」または「**3割**」(現役並み所得者)です。前年の所得等に基づいて判定した負担割合が記載されています。

なお、70歳以上の方の資格情報のお知らせには有効期限があります。新しい資格情報のお知らせの有効期限は、「**令和7年8月1日から令和8年7月31日まで**」です。

ただし、下表に該当する方は有効期限が異なります。

| 対象年齢等                                 | 有効期限      | 備 考                                                                                                                            |
|---------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年8月1日から<br>令和8年7月31日までに<br>70歳になる方 | 表示なし      | 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から所得等に応じて自己負担割合が変わります。<br>自己負担割合と有効期限を表示した「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は、誕生日の月(1日が誕生日の場合は前月)に郵送します。            |
| 令和7年8月1日から<br>令和8年7月31日までに<br>75歳になる方 | 75歳の誕生日前日 | 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度が適用されます。<br>後期高齢者医療の「資格確認書」は、誕生日前に郵送します(※)。<br><br>※ 後期高齢者医療は令和8年7月末までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付します。 |

# 国民健康保険資格確認書の送付について

(資格情報のお知らせについては裏面をご覧ください)

## 資格確認書とは

これまでの健康保険証に代わり、マイナ保険証をお持ちでない方に交付しています。この1枚で保険診療が受けられます。

## 資格確認書の内容確認等について

現在、使用されている被保険者証等は「**令和7年7月31日で有効期限が終了**」します。このため、新しい資格確認書を送付しますので、**必ず住所、氏名、生年月日等を確認し、**(記載事項は令和7年6月9日現在の登録内容となっています)大切に保管してください。

なお、期限の切れた被保険者証等は、国保年金課窓口に戻却するか、細断するなど個人情報に留意のうえご自分で破棄してください。

## 70歳以上の方

70歳以上の方には、自己負担割合の表示された「**資格確認書**」を送付します。

なお、窓口での負担割合は「**2割**」または「**3割**」(現役並み所得者)です。前年の所得等に基づいて判定した負担割合が記載されています。

## 資格確認書の有効期間について

新しい資格確認書の有効期間は、「**令和7年8月1日から令和8年7月31日まで**」です。ただし、下表に該当する方は有効期限が異なります。

| 対象年齢等                                     | 有効期限                                       | 備 考                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年8月1日から<br>令和8年7月31日までに<br>70歳になる方     | 70歳の誕生日の<br>属する月の末日<br>(1日が誕生日の<br>方はその前日) | 70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から所得等に応じて自己負担割合が変わります。<br>自己負担割合を表示した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、有効期限前に郵送します。                                            |
| 令和7年8月1日から<br>令和8年7月31日までに<br>75歳になる方     | 75歳の誕生日前日                                  | 75歳の誕生日から後期高齢者医療制度が適用されます。<br>後期高齢者医療の「資格確認書」は、誕生日前に郵送します(※1)。<br><br>※1 後期高齢者医療は令和8年7月末までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付します。            |
| 令和7年8月1日から<br>令和8年7月31日までに<br>在留期間が満了となる方 | 在留期間満了日                                    | 在留期間を更新される場合は、地方入国管理官署で許可手続きを行ってください。<br>在留期間が更新され、在留期間の更新通知が届いた後、新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します(※2)。<br><br>※2 在留期間が「特定活動」の方には手続き案内を郵送します。 |